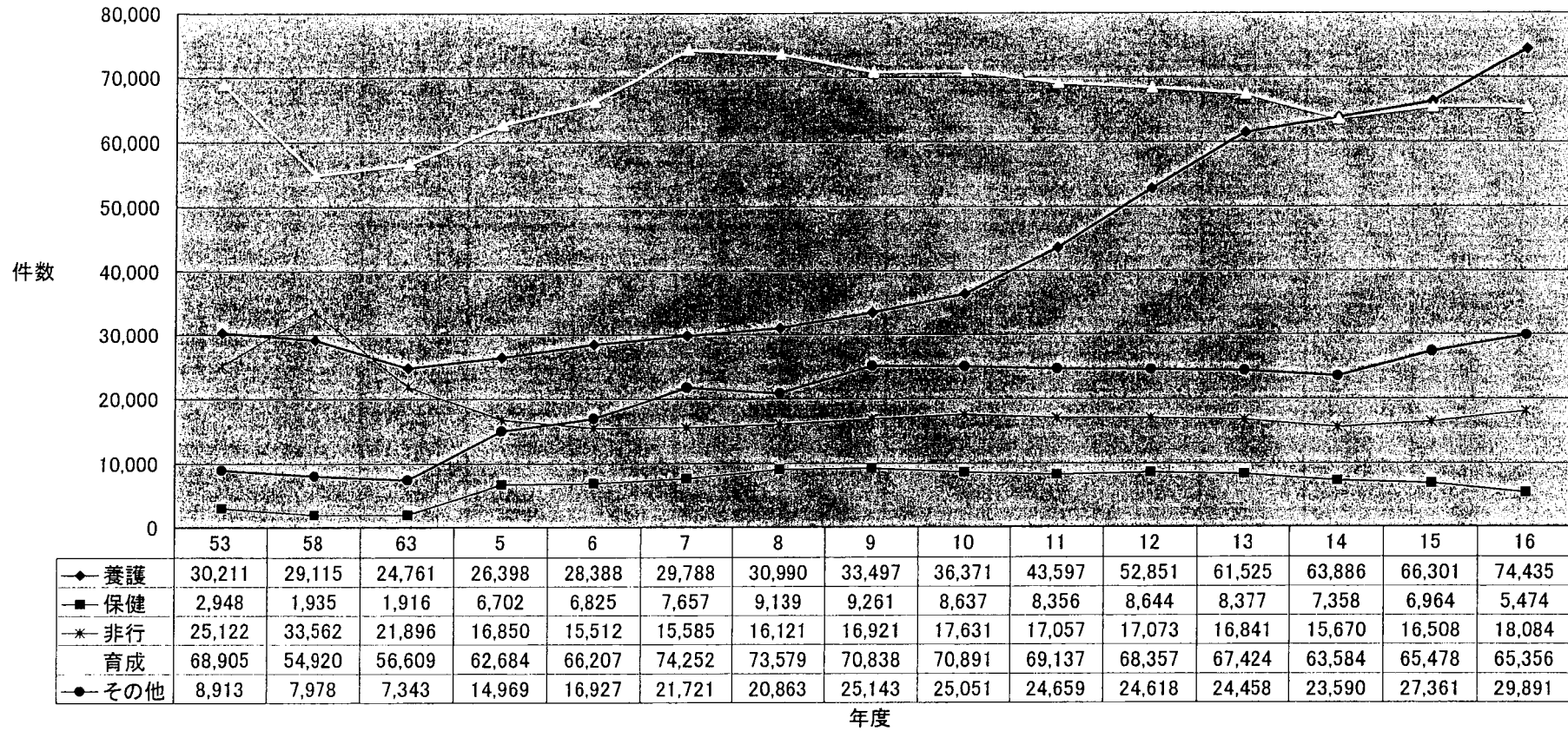


児童相談所における相談対応件数(推移)



◆ 養護 ■ 保健 * 非行 育成 ● その他

(資料) 福祉行政報告例

児童人口に対する要保護児童の状況

(単位：人)

年次	児童人口	要保護児童	占める割合	
1995	24,964,754	32,999	0.13%	757人に一人の割合
1996	24,464,000	33,256	0.14%	736人に一人の割合
1997	24,014,000	33,274	0.14%	722人に一人の割合
1998	23,617,000	35,550	0.15%	664人に一人の割合
1999	23,261,000	35,854	0.15%	649人に一人の割合
2000	22,919,353	36,509	0.16%	628人に一人の割合
2001	22,600,000	37,246	0.16%	607人に一人の割合
2002	22,275,000	37,924	0.17%	587人に一人の割合
2003	21,953,000	38,219	0.17%	574人に一人の割合
2004	21,667,000	39,339	0.18%	551人に一人の割合

※児童人口：1995、2000は総務省による国勢調査、それ以外は総務省による人口推計
(各年10月1日現在)

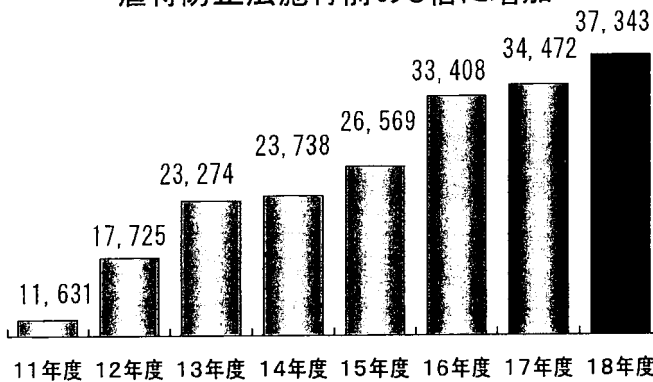
※要保護児童数：乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設
情緒障害児短期治療施設、里親に措置されている児童
(社会福祉施設等調査10月1日現在(里親は
福祉行政報告例各年度末現在))

児童虐待の現状

○ 児童虐待防止対策は、社会全体として早急に取り組むべき課題。

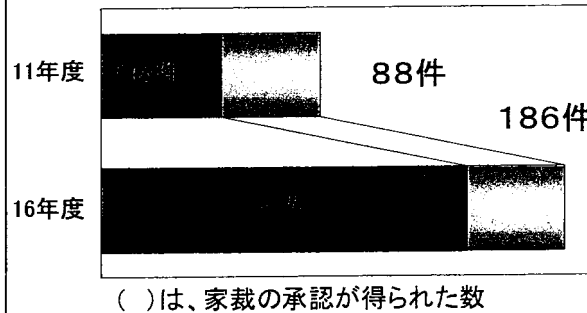
虐待相談対応件数

虐待防止法施行前の3倍に増加



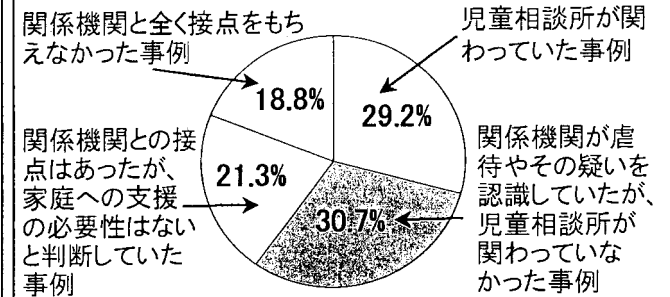
強制入所措置申立件数

強制入所措置のための家庭裁判所への申立件数も増加



死亡事例の発生

児童虐待防止法施行後も、虐待死亡事例は発生 (H12.11.20~H16.12.31 202件)



○ 児童虐待を防止し、児童の健全な心身の成長、自立を促すためには切れ目のない総合的な支援が必要。

発生予防

早期発見・
早期対応

保護・支援

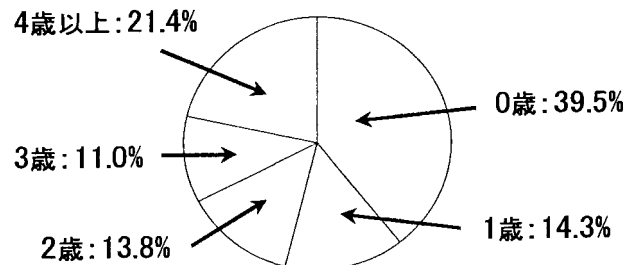
虐待は、

- ・ 身体発育の阻害
- ・ 知的発達の阻害
- ・ 情緒面の問題
- ・ 世代間連鎖

なども引き起こすと言われている。

死亡事例の約4割は、0歳児

(H.12.11.20~H16.12.31 202件(210人))



○ 児童養護施設の入所率

91.4% (平成16年10月1日現在)

○ 児童養護施設への新規入所児童のうち、虐待を受けたことのある児童の割合

62.1% (平成16年度)

児童虐待防止対策の具体的な取組み

発生予防

一般子育て支援(孤立化防止)

- ・つどいの広場、地域子育て支援センターの拡充

虐待ハイリスクの家庭の把握・リスク低減(母子保健活動)

- ・健診に心理相談員、保育士の配置
- ・周産期医療施設との連携強化

育児支援のための家庭訪問

- ・自ら訴え出ないが過重な育児負担のある家庭を訪問し、育児支援(育児支援家庭訪問事業)

虐待問題への理解の醸成

- ・中・高校生の乳幼児ふれあい体験
- ・児童虐待防止推進月間(11月)の推進

早期発見・早期対応

市町村による相談援助の実施

虐待防止ネットワークの法定化

児童相談所の体制・機能強化

- ・児童福祉司の配置基準の見直し
- ・弁護士、精神科医等との連携
- ・家庭裁判所の関与の強化

児童相談所職員の資格、研修の充実等

- ・専門研修の実施
- ・児童相談所長の研修義務化
- ・児童福祉司の任用要件の見直し(実務経験を要求)

専門家による児童虐待等要保護事例の検証

保護・支援

児童福祉施設等の機能・システムの充実

- ・地域小規模児童養護施設の拡充
- ・心理療法担当職員の配置
- ・個別対応職員の配置
- ・児童福祉施設の年齢要件見直し
- ・里親支援の拡充

施設退所後の支援の充実

- ・施設退所児童に生活福祉資金貸付
- ・雇用促進住宅の入所条件緩和
- ・施設の業務として、退所児童に対する相談援助を追加
- ・年長児童を対象とする自立援助ホームの業務に「就業の支援」を明記

保護者への指導・支援

- ・弁護士、精神科医等との連携
- ・家庭裁判所の関与の強化
- ・保護者へのカウンセリングに係る知見の集積

○ 虐待の背景は多岐に渡る。福祉関係者のみならず、医療、保健、教育、警察など地域の関係機関や地域住民の幅広い協力体制を構築し、児童虐待防止対策を実施していくことが有効。

児童福祉施設等の被虐待児童の状況

【虐待を受けた子どもの入所割合】

乳児院	→	28.9%(H17)
児童養護施設	→	62.1%(H16)
情緒障害児短期治療施設	→	68.3%(H18)
児童自立支援施設	→	59.7%(H12)
児童相談所一時保護	→	32.8%(H15)